

受講生各位

LEC 東京リーガルマインド  
不動産鑑定士課

**「2020 ズバリの的中！試験委員対策講座 民法」**  
**誤植の訂正について【改訂版】**

拝啓 時下ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

「2020 ズバリの的中！試験委員対策講座 民法」におきまして、下記の訂正が発生致しました。深くお詫び申し上げますとともに、お手数をおかけ致しますが、下記を参照の上、訂正の程、何卒宜しくお願い申し上げます。

2020 ズバリの的中！試験委員対策講座 民法		
頁・行	誤	正
26 頁 設問(2)問題文 14～15 行目	この場合、 <u>D</u> は、E に対して乙建物の収去を求めることができるか。	この場合、 <u>C</u> は、E に対して乙建物の収去を求めることができるか。
31 頁 解答例 3 行目	<u>D</u> は、E に対して乙建物の収去を求めることができるか。	<u>C</u> は、E に対して乙建物の収去を求めることができるか。
31 頁 解答例 11～12 行目	<u>D</u> は、E に対して乙建物の収去を求めることができる。	<u>C</u> は、E に対して乙建物の収去を求めることができる。
35 頁 設問(1) 事例図 A と B の間	① <u>土地</u> 購入の代理権授与	① <u>甲建物</u> 購入の代理権授与

今後このような不備が生じないよう、スタッフ一同努力してまいり所存でございますので、どうか宜しくお願い申し上げます。

末筆になりますが、受講生の皆様の不動産鑑定士試験合格を、LEC 不動産鑑定士課一同、心よりお祈り申し上げます。

敬具

